

令和 8 年度世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」 PR動画を活用した広告業務委託仕様書

1 業務目的等

(1) 目的

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の認知度向上・誘客促進を図るため、首都圏在住者及び首都圏への来訪者をターゲットに、PR動画を屋外広告、交通広告等として放映する。

(2) 背景

本遺産は 8 県 11 市に分布する 23 の資産で構成されており、令和 7 年度の登録 10 周年にあたっては、首都圏・関西圏をターゲットにした広報戦略を作成し、認知度向上・誘客促進のための取組を実施してきたところである。

本業務で活用するPR動画は、令和 6 年度に制作・公開し、WEB広告にてターゲットを設定して配信を行った。ターゲットの興味・関心を絞ることで効果的な配信が実施できるものの、興味が潜在化している層への接触が図りづらいという課題もある。一方、首都圏の屋外広告、交通広告等では、多くの人々が行き交うエリアで高い視認性を確保でき、興味が潜在化している層へのアプローチを図ることが可能である。

PR動画を屋外広告、交通広告等で放映することで、幅広い年齢層や属性に対し、本遺産の更なる認知度向上・誘客促進等を図る。

2 履行期限 令和 9 年 3 月 31 日（水）

3 業務委託内容

「明治日本の産業革命遺産」の令和 6 年度に制作したPR動画を屋外広告、交通広告等で効果的に放映し、本遺産の認知度向上等を図る。

① 放映動画等

- ・ 本協議会（以下、委託者）が有する下記の動画を放映すること。
世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
(<https://www.youtube.com/watch?v=fBDzuDQq2NQ>)

※ 映像については、秒数 15 秒、画面縦横比 9 : 16 及び 16 : 9 のデータを提供予定。掲載媒体にあわせて動画の規格変更を行うこと。

② 放映場所等の提案

下記の条件を満たす提案を行うこと。

- ア ターゲットは首都圏在住者及び首都圏への来訪者とする。
- イ 視聴者の本遺産への来訪促進を図るにあたって、首都圏での放映エリア・場所（空港や駅等、1箇所以上）を選定すること。
- ウ 放映時期は、秋～冬頃とする。放映期間については、委託者と協議の上決定すること。
- エ 放映場所等の管理者との調整及び放映に関する手続きを行うこと。

- ③ 効果検証・分析等の実施について
 - ア 交通広告の視聴率等について目標数値等を設置し、分析可能な手法を提案、実施すること。
 - イ 業務終了後、検証結果の報告を行うこと。あわせて、分析結果や課題を明らかにし、今後の効果的な発信の提案を行うこと。
- ④ その他業務目的の達成に資する提案
 - ・ より多くの興味・関心を喚起し、各構成資産等への来訪促進につながるような工夫や取組をあわせて提案すること。
 - ※ 業務実施にあたり、必要に応じて新たな画像等のデータを制作すること。制作にあたって構成資産の映像や写真等が別途必要な場合は、委託者及び構成自治体から素材を提供する。

4 事業完了の報告等

全ての業務終了後、速やかに委託業務一切を記録した事業完了報告書を提出すること。

5 成果物について

受託事業者が提出すべき成果物等は下記のとおりとする。

- (1) 実績報告書 2部
- (2) 本業務で必要に応じて制作した画像等のデータ 1セット
- (3) その他業務実施にあたって制作した成果物

6 その他留意事項

- (1) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書及び実施工程表を作成し、委託者へ提出のこと。
また、業務実施状況について、委託者と随時報告及び打合せを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。なお、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 委託で得られた成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、履行確認の時をもって、委託者に帰属し、また、著作者は成果品につき、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
(成果品の構成素材（イラスト等）については、二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。)
- (4) 業務中及び業務完了後において第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (6) 受託者は信義を守り、誠実に業務を履行すること。

7 納品場所

「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会事務局
(鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室)